

岸根杉山神社奉賛会会則

(名称)

第 1 条 本会は、杉山神社奉賛会とする。

(目的)

第 2 条 本会は、敬神の念を有する会員相互の親睦を図り、杉山神社の維持管理及び祭事の執行を主な目的とする。

(構成)

第 3 条 本会は、岸根町内(世帯会員)及び近隣町内(賛助会員)に居住し、並びに事業を営む者(事業者会員)で本会の目的に賛同するもので構成する。

ただし、入会脱退は、自由とし、その旨会長に届け出るものとする。

(所在地)

第 4 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(会費)

第 5 条 本会は、会員等よりの会費と篤志の寄付金を以って充て、会費は、会員及び賛助会員が年額1,000円、事業を営む者(事業者会員)が年額一口2,000円以上とし、会計年度は2月1日に始まり1月31日に終わるものとする。

(役員等)

第 6 条 本会の役員、並びに世話人は、次の通りとする。

- | | | | |
|-------|------|-------|-----|
| 1 会長 | 1名 | 4 監事 | 2名 |
| 2 副会長 | 4名以内 | 5 世話人 | 若干名 |
| 3 会計 | 1名 | | |

(役員を選出)

第 7 条 本会の会長、副会長、会計、監事は、世話人を含めた役員会（以下合同役員会という）で役員適任者を決定し、総会で承認する。

ただし、合同役員会において一般会員の中から適任者の推薦があった場合には、本人の了承を得て、選任することもできる。

(世話人の選出)

第 8 条 世話人は、各組の会員の推薦により選出する。

(任期)

第 9 条 役員並びに世話人の任期は、それぞれ2年とし再選を妨げない。

(顧問)

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。

また、本会に役員経験者を相談役として若干名置くことができる。

(会議)

第 11 条 会議は、総会、役員会、合同役員会とし、随時、会長がこれを召集する。

総会は年1回以上とし、総会の議決は出席者の過半数を以って決定する。

(未決事項)

第 12 条 本会則に定めのない事項は、総会又は合同役員会において審議のうえ決定する。

付 則 本会則は、昭和57年2月8日より実施する。

改 定 平成16年2月22日（第6条「役員の選出」、第10条「顧問」等）

改 定 平成26年3月30日（第7条「役員の選出」）

改 定 平成28年3月19日（第6条「役員等」）

改 定 平成30年3月25日（第3条「構成」、第5条「会費」）

改 定 令和4年3月5日（第3条「構成」、第7条「役員の選出」、第10条「顧問等」）

改 定 令和6年3月17日（第6条「役員等」）

岸根杉山神社奉賛会内規

1 奉納金等

- (1) 元旦祭（初穂料等）・祭礼（玉串料等） 各 ¥ 40,000円
- (2) 元旦祭・祭礼時の賄い費 各 ¥ 35,000円

2 他団体への祝い金等

- (1) 祭礼費 ¥ 30,000円
- (2) むつみ会総会 ¥ 5,000円
- (3) 町内盆踊り大会 ¥ 5,000円
- (4) その他必要により三役が認めたもの

3 会の役員退任者に対する記念品贈呈

記念品贈呈は、役員・世話人の退任者とし、贈呈者は会長（役員改選時は次期会長）とする。

ただし、それぞれ連続3期（1期2年）以上歴任の者とする。

なお、3期以上の任期途中の退任者には、その時点で贈呈する。

また、記念品は、¥ 5,000円相当品とする。

4 弔慰金

弔慰金は会員に ¥ 5,000円

5 未決事項

本内規に定められていない事項については、合同役員会（三役・監事・世話人）の議決による。

6 改定

本内規の規定（内容）を改定する場合は、合同役員会の議決による。

7 施行

本内規の施行は、平成8年2月1日から施行する。

改定 平成10年2月 1日一部改定

改定 平成19年2月11日一部改定

改定 平成26年2月26日一部改定

改定 平成27年2月17日一部改定

改定 平成28年2月19日一部改定